

協定金の支払に係る評価方法及び KPI の説明

1 KPI 項目の設定

KPI 評価は①令和 8 年 3 月 31 日時点及び②令和 8 年 10 月 31 日時点で実施する。

①で行う評価を中間評価、②で行う評価を最終評価という。

本事業者は、応募時に事業計画に係る KPI 及び KPI 連動額を設定する。都が設定した各項目について数値目標を設定すること。また応募者は、中間評価と最終評価を合わせて 1 つ以上独自の項目を作成し(以下「任意項目」という。)、KPI 及び KPI 連動額を設定すること。

KPI 項目は下表のとおり

#	分類	項目	下限値
1	中間評価	特に有望な海外 VC 等のソーシング・STT2026 への誘引・情報提供	20 社以上
2		日本で展開意欲のある海外 VC 等のソーシング・STT2026 への誘引	50 社以上
3		海外 VC 等との協業に前向きな国内事業者等のソーシング	50 社以上
4		海外 VC 等と国内事業者等、国内有力スタートアップとの事前マッチング・オンラインミーティング	35 件以上
5		STT2026 を活用したステージセッションの企画・組成	12 件以上
6		STT2026 を活用した VC 関連ミートアップイベントの企画・組成	2 件以上
7		STT2026 を活用した有望な海外 VC 等を巻き込んだエグゼクティブレセプションの企画・組成	1 件
8		任意項目 (自由設定)	最終評価と合わせて 1 件以上
11	最終評価	STT2026 への海外 VC 等の参加	70 社以上
12		STT2026 を活用したステージセッション (オープンミートアップ含む) の実施	12 件以上
13		STT2026 における VC/CVC ブースの出展調整	20 件以上

14		STT2026を活用したVC関連ミートアップイベントの実施	2 件以上
15		STT2026に合わせて実施される海外VC向けネットワーキングイベントの実施サポート	1 式
16		STT2026を活用した有望な海外VC等を巻き込んだエグゼクティブレセプションの実施	1 件
17		STT2026を活用した海外VC等と国内事業者等、大学発等の国内有カスタートアップとの個別商談組成・実施	50 件以上
18		海外 VC 等からのフィードバック	10 社以上
19		国内事業者等からのフィードバック	20 社以上
20		海外 VC 等と国内事業者等とのマッチングフォローアップ	15 回以上
21		任意項目（自由設定）	中間評価と合わせて1 件以上

【設定にあたっての留意事項】

- ・KPI 連動額の設定に当たっては、各大項目の上限額の配分を以下のとおりとする。
中間評価 1 億 1,000 万円（税込）
最終評価 4,000 万円（税込）
- ・任意項目に係る KPI 連動額は合計 1,000 万円(税込)を超えないこと。

2 協定金の支払

(1) 協定金の額の決定について

① KPI 評価額

都は、KPI の達成状況から算出される KPI 連動額により定量的評価を行い、支払う協定金の額を決定する。KPI の数値目標を満たさない場合は、KPI 連動額に達成率を乗じた金額を支払う。ただし、KPI の数値目標が 100%を超えた場合であっても、各項目の KPI 連動額を超える金額は支払わない。

② 成果評価額

事業全体をとおして得られた成果を外部専門家を交えて下表の 7 段階で評価し、成果評価額を決定する。

<表> 成果評価と成果評価額

評価	目安	成果評価額
S	卓抜した成果水準	3,000 万円
A	優秀な成果水準	2,500 万円
B	良好な成果水準	2,000 万円
C	標準的に期待される成果水準	1,500 万円
D	標準的に期待される水準にやや不足する部分があるが概ねの事業成果を得ることができた水準	1,000 万円
E	標準的に期待される水準に不足する部分があり事業成果として期待されるもの半分程度の水準	500 万円
F	成果として著しく不良	0 円

成果評価に当たっては、以下のような成果評価根拠事実を総合的に勘案して、定性評価を行うものとする。評価基準の詳細は別に定める。

- ・いかに有望な海外 VC 等の巻き込みを図ることができたか
- ・海外 VC 等と東京のプレイヤーとの今後の事業展開につながる有望なマッチングを組成することができたか
- ・海外 VC 等と東京のプレイヤーとの今後の事業展開に向けた意欲・機運を高めることができたか
- ・東京の投資環境のグローバル化にいかに寄与する成果であったか
- ・STT2026 に参加したプレイヤーと海外 VC 等との連携関係の構築につなげることができたか 等

(2) 協定金の支払いについて

原則として、中間評価、最終評価の期間終了後にそれぞれ一括払いにより支払う。

中間評価においては、令和 8 年 3 月末を過ぎたのち速やかに都が KPI 項目の達成状況を評価し、その後、令和 8 年 5 月末までに協定金を支払う。

最終評価においては、協定期間終了後速やかに都が KPI 項目の達成状況を評価するとともに、外部有識者を交えた評価委員会により成果評価額を決定し、その合算により令和 9 年 1 月末までに協定金を支払う。